

GHG排出量2024

小林製薬グループでは開示情報の信頼性を高めるために外部の第三者機関による保証を受けています。以下の「GHG排出量」に記載されている指標のうち、
☒ 記載情報について第三者の保証を受けました。今後も、第三者保証を有効に活用し、継続的に精度向上に取り組んでいきます。

◆ GHG排出量

Scope		単位	2024年度	
小林製薬 グループ計	Scope1	千ton-CO ₂	8	☒
	Scope2 □ケーションベース	千ton-CO ₂	30	☒
	Scope2 マーケットベース	千ton-CO ₂	19	☒
	Scope3	千ton-CO ₂ eq	全体 ^{※1} 521	
			カテゴリー1 386	☒

Scope		単位	2024年度	
国内	Scope1	千ton-CO ₂	7	
	Scope2 □ケーションベース	千ton-CO ₂	21	
	Scope2 マーケットベース	千ton-CO ₂	10	
	Scope3	千ton-CO ₂ eq	全体 395	
			カテゴリー1 297	

Scope		単位	2024年度	
海外	Scope1	千ton-CO ₂	1	
	Scope2 □ケーションベース	千ton-CO ₂	9	
	Scope2 マーケットベース	千ton-CO ₂	8	
	Scope3	千ton-CO ₂ eq	全体 ^{※2} 126	
			カテゴリー1 89	

※数値については四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※1、※2については次のページ以降で記載しています。

◆GHG排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的不確実性にさらされています。

指標	範囲	算定方法
Scope1	小林製薬株式会社、全ての国内連結子会社及び海外連結子会社13社。ただし、ガソリンの使用に伴うGHG排出量は非連結子会社1社を含む。	燃料の使用に伴うGHG排出量 【算定方法】環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0)」に基づいて算出 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0)」なお、国内都市ガスについては、環境省・経済産業省公表（令和6年6月28日）の「ガス事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－R5年度供給実績－」の基礎排出係数もしくは代替値を採用
Scope2	小林製薬株式会社、全ての国内連結子会社及び海外連結子会社13社	電気及び熱の購入に伴うGHG排出量 【算定方法】環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0)」に基づいて算出 【GHG排出係数】国内電気：環境省・経済産業省公表（令和6年11月8日）の「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)－R4年度実績－」の全国平均係数及び調整後排出係数、海外電気：IEA（International Energy Agency）のEmissions Factors（2021年）、海外蒸気：安徽省生態環境局「温室効果ガス排出量の算定方法及び報告ガイドライン」
Scope3 カテゴリ1	小林製薬株式会社、国内連結子会社7社及び海外連結子会社5社	購入した製品・サービス 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.6」に基づいて算定 【GHG排出係数】国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2、及び成形品の成形工程については一般社団法人プラスチック循環利用協会「樹脂加工におけるインベントリデータ調査報告書（＜更新版＞第3版 2020年3月発行）」

※1 Scope3カテゴリ2、3に関して

指標	範囲	算定方法
Scope3 カテゴリ2	小林製薬株式会社、全ての国内連結子会社及び海外連結子会社	資本財 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.6」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」
Scope3 カテゴリ3		Scope1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.6」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」、及び国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2

※1 Scope3カテゴリ4~15に関して

指標	範囲	算定方法
Scope3 カテゴリ4	小林製薬株式会社、全ての国内連結子会社 及び海外連結子会社	輸送、配送（上流） 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.6」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」、及び国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2
Scope3 カテゴリ5		事業から出る廃棄物 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.6」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」、及び国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2
Scope3 カテゴリ6		出張 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.6」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」
Scope3 カテゴリ7		雇用者の通勤 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.6」に基づいて算定 【GHG排出係数】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース ver.3.4」
Scope3 カテゴリ9		輸送、配送（下流） 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.6」に基づいて算定 【GHG排出係数】国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2
Scope3 カテゴリ12		販売した製品の廃棄 【算定方法】環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ver.2.6」に基づいて算定 【GHG排出係数】国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門IDEA Ver.2
Scope3 カテゴリ8、 10、11、13、 14、15	非該当	

※2 海外Scope3の一部のカテゴリは、国内のScope3の実績値から推計しています。



独立業務実施者の保証報告書

2025 年 6 月 11 日

小林製薬株式会社
代表取締役社長 豊田 賀一 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
大阪府中央区北浜三丁目5番29号

業務責任者 井上 敬介 ⑨

結論

当社は、小林製薬株式会社（以下「会社」という。）の「GHG排出量 2024」（以下「レポート」という。）に含まれる2024年1月1日から2024年12月31日までの期間の☑マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下「主題情報」という。）が、レポートのGHG排出量の算定方法に記載されている会社が定めた主題情報の作成規準（以下「会社の定める規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「その他の記載内容」という。）は含まれない。当社はその他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関連する内部統制を整備及び運用すること
- ・主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること
- ・会社の定める規準に準拠して主題情報を作成すること

主題情報の測定又は評価における固有の限界

レポートのGHG排出量の算定方法に記載されているように、温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的不確実性にさらされている。

したがって、経営者が、許容可能な範囲で異なる測定方法、活動量、排出係数、仮定を選択した場合、報告される値が重要な程度に異なる可能性がある。

業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- ・ 主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- ・ 実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- ・ 経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

- ・ 主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価
- ・ 会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- ・ 分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- ・ 重要な虚偽表示リスクの識別・評価
- ・ リスク評価の結果に基づき選定した海外子会社1社における現地往査
- ・ 主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施
- ・ 抽出したサンプルに関する入手した証拠との突合
- ・ 主題情報が規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以 上

上記は保証報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社及び KPMG あずさサステナビリティ株式会社がそれぞれ別途保管しています。